

様式第二（第33条関係）（令元経産令31・令2経産令92・一部改正）

特定施設の使用の開始（又は廃止）届

年 月 日

産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

鉱山保安法第15条の規定により、特定施設の使用について、次のとおり届け出ます。

1. 鉱山名
2. 特定施設の種類及び設置場所
3. 工事計画届出年月日
4. 使用開始（又は廃止）年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。